

ハラスメント防止対策及び 同一労働同一賃金に関するセミナー

「女性活躍推進法等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）」により、①パワーハラスメント防止対策の法制化（労働施策総合推進法）、②セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法）、③女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大と女性の活躍に関する情報公表の強化等が令和2年6月1日より順次施行されます。

また、令和2年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が施行され、同一労働同一賃金ガイドラインが適用されます。

鳥取労働局では、改正法及びパートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行に向けて、下記のとおり説明会を県内3カ所にて開催いたしますので、是非ご参加ください。

開催日時・場所

会場名	日時	場所	定員※
鳥取	令和2年2月5日(水) 13:30~15:30	とりぎん文化会館 第1会議室 (鳥取市尚徳町101-5)	180名
倉吉	令和2年1月30日(木) 13:30~15:30	倉吉未来中心 セミナールーム3 (倉吉市駄経寺町212-5)	120名
米子	令和2年1月28日(火) 13:30~15:30	米子食品会館 新館1階大ホール (米子市旗ヶ崎2030)	150名

※先着順。各会場ともに定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

内容

【説明】

- ・職場のハラスメント防止対策について
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画の策定と情報公表について
- ・パートタイム・有期雇用労働法の施行に向けた具体的な取組について

【個別相談】（30分程度）

※働き方改革サポートオフィス鳥取及び鳥取労働局がご相談に応じます。



パゆうちゃん（パートタイム・有期雇用労働法のマスコット）

個別相談につきましては、会場の都合により、予定時間の範囲で受け付けさせていただきます。なお、予定時間を越えたものは後日対応させていただきますので予めご了承ください。

対象

事業主・人事労務担当者等

お申込み お問合わせ先

裏面の申込書にご記入のうえ、下記あて、FAXによりお申込みください。

鳥取労働局雇用環境・均等室

電話 : 0857(29)1709

FAX : 0857(29)4142

主催：鳥取労働局 共催：鳥取県

本紙にご記入の上、FAXによりお申し込みください。

鳥取労働局雇用環境・均等室 行

FAX 0857-29-4142

(お間違えのないようご確認願います。)

企業名	TEL	FAX
参加者数	名	
お問い合わせ	今年度(2019年4月1日以降)、働き方改革関連法説明会に参加したことがありますか?	
	有	無
個別相談希望	有	無
会場	※ご希望の参加会場を○で囲んでください。	
	鳥取	令和2年2月 5日(水) とりぎん文化会館 第1会議室
	倉吉	令和2年1月30日(木) 倉吉未来中心 セミナールーム3
	米子	令和2年1月28日(火) 米子食品会館 新館1階大ホール
質問事項 (何かご質問があればご記入ください)		

※ 各会場とも駐車場の利用は無料ですが、**駐車台数に限りがあります**。できるだけ公共交通機関又は**最寄りのパーキング**をご利用ください。

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会にのみ利用し、その他の目的には一切使用いたしません。

※ お申し込み状況により**複数名の参加をお断りする場合があります**ので、ご了承ください。